



松議議第352号
令和4年3月31日

椎谷 哲夫 様

松戸市議会議長 市 川 恵



「家族の法制に関する世論調査」のデータ表記について（回答）

令和4年2月21日付けをもって照会がありました質問について、下記のとおり回答します。

記

平成30年2月に内閣府が発表した「家族の法制に関する世論調査」の結果では、①「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」と答えた方の割合が29.3%、②「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた方の割合が42.5%、③「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」と答えた方の割合が24.4%となっています。

選択肢のうち、③の選択は、「夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべき」としつつも「婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」とするものですが、この選択肢を選択する方は、現在の夫婦同姓制度には不便・不都合を感じ、婚姻前の氏の使用を法的に認めることによって、そうした不便・不利益を法改正により解消しようとするものであり、その点を鑑みると②の選択肢と共通の方向性を持つといえるものと考えております。ご指摘の意見書への掲載は、以上のような判断のもと意見書を提出したものです。

今後は、ご指摘のような疑義が生じないように、文面作成においては慎重を期して参りたいと存じます。